

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日の翌日  
が休息日  
当日は、  
その日)

### 目次

#### ◇告 示 健康保険法による保険医療機関の指定

国民健康保険法による療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの  
国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理  
被爆者一般疾病医療機関の指定  
結核予防法による医療機関の指定  
家畜伝染病予防法による牛の流行性感冒予防注射の実施  
土地改良区の設立の認可  
土地改良区の定款の変更  
昭和三十九年四月鳥取県告示第百九十九号の一部改正

### 告 示

#### 鳥取県告示第三百九十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十二年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所在地	診療科名	開設者氏名	指定年月日	探 点 数 表 用
田村 医院	鳥取市掛出町	耳鼻咽喉科、 小児科	田村 節治	昭和四十二年 五月十五日	乙表点数表
宝意内科医院	米子市万能町	小児科	宝意 武彦	"	"
足立齒科医院	境港市相生町	一〇三齒科	足立 学	二十一日	齒科点数表
船木齒科医院	東伯郡赤碓町	"	船木 享	二十九日	"
瀧尾齒科医院	一三五四	"	瀧尾 健治	"	"

#### 鳥取県告示第三百九十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険法及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 鳥取県告示第三百九十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険法及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の

診療所の名称	所在地	申出の受理の年月日
田村 医院	鳥取市掛出町一	昭和四十二年五月十五日

規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
田村 医院	鳥取市掛出町二一	全 都 道 府 県	昭和四十二年五月十五日

鳥取県告示第三百九十五号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第八号）第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十二年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十二年五月十一日	小林 齒科医院	八頭郡用瀬町用瀬二六八

鳥取県告示第三百九十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十二年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地	開 設 者
昭和四十二年五月二十四日	井上内科医院	米子市中島町三三二の五	井上 淳一

鳥取県告示第三百九十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、牛の流行性感冒予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六百十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和四十二年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 牛の流行性感冒発生予防のため
- 二 実施する区域、県内全域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
乳牛。ただし、生後七月未滿のもの及び分娩前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 昭和四十二年六月十日から  
七月十一日まで
- 五 注射の方法 牛流行性感冒予防液（家衛試型）皮下注射

鳥取県告示第三百九十八号

西伯郡大山町大字上万四七〇番地山根準一ほか十五人の者から申請のあつた上万土地改良区の設立については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十二年五月三十一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大口堰土地改良区の定款の変更を昭和四十二年五月三十一日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百号

昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号（鳥取県指定金融機関の名称、位置、出納区域及び取扱事務について）の一部を次のように改正する。

昭和四十二年六月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社山陰合同銀行浜村支店宝木出張所 気高郡気高町大字宝木気高郡のうち気高町 収納及び支払事務」を削る。